

中华人民共和国反间谍法

(2014年11月1日第十二届全国人民代表大会常务委员会第十一次会议通过 2023年4月26日第十四届全国人民代表大会常务委员会第二次会议修订)

目 录

- 第一章 总 则
- 第二章 安全防范
- 第三章 调查处置
- 第四章 保障与监督
- 第五章 法律责任
- 第六章 附 则

第一章 总 则

第一条 为了加强反间谍工作，防范、制止和惩治间谍行为，维护国家安全，保护人民利益，根据宪法，制定本法。

第二条 反间谍工作坚持党中央集中统一领导，坚持总体国家安全观，坚持公开工作与秘密工作相结合、专门工作与群众路线相结合，坚持积极防御、依法惩治、标本兼治，筑牢国家安全人民防线。

第三条 反间谍工作应当依法进行，尊重和保障人权，保障个人和组织的合法权益。

第四条 本法所称间谍行为，是指下列行为：

(一) 间谍组织及其代理人实施或者指使、资助他人实施，或者境内外机构、组织、个人与其相勾结实施的危害中华人民共和国国家安全的活动；

(二) 参加间谍组织或者接受间谍组织及其代理人的任务，或者投靠间谍组织及其代理人；

(三) 间谍组织及其代理人以外的其他境外机构、组织、个人实施或者指使、资助他人实施，或者境内机构、组织、个人与其相勾结实施的窃取、刺探、收买、非法提供国家秘密、情报以及其他关系国家安全和利益的文件、数据、资料、物品，或者策动、引诱、胁迫、收买国家工作人员叛变的活动；

(四) 间谍组织及其代理人实施或者指使、资助他人实施，或者境内外机构、组织、个人与其相勾结实施针对国家机关、涉密单位或者关键信息基础设施等的网络攻击、侵入、干扰、控制、破坏等活动；

(五) 为敌人指示攻击目标；

(六) 进行其他间谍活动。

中華人民共和國反スパイ法

(2014年11月1日第12期全国人民代表大会常务委员会第11回会議可決、2023年4月26日第14期全国人民代表大会常务委员会第2回会議改正)

目 次

- 第一章 総 則
- 第二章 安全と防止
- 第三章 調査と処置
- 第四章 保障と監督
- 第五章 法的責任
- 第六章 附 則

第一章 総 則

第1条 反スパイ業務を強化し、スパイ行為を防止、制止、処罰し、国家安全を守り、人民の利益を保護するため、憲法に基づいて、本法を制定する。

第2条 反スパイ業務は党中央の集中的かつ統一的な指導の堅持、総合的国家安全観の堅持、公開業務と秘密業務の結びつき、専門業務と大衆路線の結びつき、積極的な防御、法に基づく処罰、標本兼治の堅持により、国家安全と人民の防衛線を強固に築く。

第3条 反スパイ業務は法に基づいて行われ、人権を尊重また保障し、個人と組織の合法的權益を保障しなければならない。

第4条 本法でいうスパイ行為とは、以下の行為を指す。

(一) スパイ組織及びその代理人が実施、又は他者の実施を指示、援助する、又は国内外の機構、組織、個人がそれと結託して実施する中華人民共和国国家安全を害する活動。

(二) スパイ組織に参加する、又はスパイ組織とその代理人の任務を引き受ける、又はスパイ組織とその代理人に頼る。

(三) スパイ組織及びその代理人以外のその他の国外機構、組織、個人が実施または他人に実施を指示、援助する、又は国内機構、組織、個人が共謀して実施する、国家秘密、情報その他の国家安全および利益に関わる文書・データ・資料・物品の窃取、探り出し、買収、若しくは不法提供、又は国家公務員反乱を策動、誘引、脅迫、買収する活動。

(四) スパイ組織及びその代理人が実施または他人に実施を指示、援助する、又は国内外の機関、組織、個人と共謀して実施する、国家機関、機密部隊または重要情報インフラ等に対するネットワーク攻撃、侵入、妨害、制御、若しくは破壊する活動。

(五) 敵のため攻撃目標を指示する行為。

间谍组织及其代理人在中华人民共和国领域内，或者利用中华人民共和国的公民、组织或者其他条件，从事针对第三国的间谍活动，危害中华人民共和国国家安全的，适用本法。

第五条 国家建立反间谍工作协调机制，统筹协调反间谍工作中的重大事项，研究、解决反间谍工作中的重大问题。

第六条 国家安全机关是反间谍工作的主管机关。

公安、保密等有关部门和军队有关部门按照职责分工，密切配合，加强协调，依法做好有关工作。

第七条 中华人民共和国公民有维护国家的安全、荣誉和利益的义务，不得有危害国家的安全、荣誉和利益的行为。

一切国家机关和武装力量、各政党和各人民团体、企业事业组织和其他社会组织，都有防范、制止间谍行为，维护国家安全的义务。

国家安全机关在反间谍工作中必须依靠人民的支持，动员、组织人民防范、制止间谍行为。

第八条 任何公民和组织都应当依法支持、协助反间谍工作，保守所知悉的国家秘密和反间谍工作秘密。

第九条 国家对支持、协助反间谍工作的个人和组织给予保护。

对举报间谍行为或者在反间谍工作中做出重大贡献的个人和组织，按照国家有关规定给予表彰和奖励。

第十条 境外机构、组织、个人实施或者指使、资助他人实施的，或者境内机构、组织、个人与境外机构、组织、个人相勾结实施的危害中华人民共和国国家安全的间谍行为，都必须受到法律追究。

第十一条 国家安全机关及其工作人员在工作中，应当严格依法办事，不得超越职权、滥用职权，不得侵犯个人和组织的合法权益。

国家安全机关及其工作人员依法履行反间谍工作职责获取的个人和组织的信息，只能用于反间谍工作。对属于国家秘密、工作秘密、商业秘密和个人隐私、个人信息的，应当保密。

第二章 安全防范

第十二条 国家机关、人民团体、企业事业组织和其他社会组织承担本单位反间谍安全防范工作的主体责任，落实反间谍安全防范措施，对本单位的人员进行维护国家安全的教育，动员、组织本单位的人员防范、制止间谍行为。

地方各级人民政府、相关行业主管部门按照职责分工，管

(六)その他のスパイ活動をする行為。

スパイ組織及びその代理人が中華人民共和国の領域内にいる、又は中華人民共和国の公民、組織又はその他の条件を利用して、第三国に対するスパイ活動に従事し、中華人民共和国国家安全を害する場合、本法を適用する。

第5条 国家は反スパイ業務の協調メカニズムを確立し、反スパイ業務における重要事項を統一的に調整し、反スパイ活動における重要な問題を研究、解決する。

第6条 国家安全保障機関は反スパイ業務の主管機関である。公安、秘密保持などの関係部門と軍隊の関係部門は、職責に応じて分業し、密接に協力し、協調を強化し、法に基づいて関連業務をしっかりと行う。

第7条 中華人民共和国公民は国家安全、荣誉又は利益を守る義務があり、国家安全、荣誉又は利益を害する行為があってはならない。すべての国家機関と武装力、各政党と各民間団体、企業事業組織とその他の社会組織は、スパイ行為を防止し、制止し、国家安全を守る義務がある。国家安全保障機関は反スパイ業務において、人民の支持に依拠し、人民を動員し、組織してスパイ行為を防止し、制止しなければならない。

第8条 いかなる公民又は組織も、法に基づいて反スパイ業務を支持し、協力し、既知の国家機密と反スパイ業務の秘密を守らなければならない。

第9条 国家は、反スパイ業務を支持し、協力する個人及び組織を保護する。スパイ行為を通報、反スパイ業務に重大な貢献をした個人や組織に対し、国家の関連規定に基づいて表彰と奨励を与える。

第10条 国外機構、組織、個人が実施または他人に実施を指示、援助する、又は国内機構、組織、個人が共謀して実施した中華人民共和国国家安全を害するスパイ行為は、すべて法律によって追及されなければならない。

第11条 国家安全機関及びその業務人員は業務中、厳格に法に基づいて仕事をしなければならず、職権を超えたり、職権を乱用してはならず、個人及び組織の合法的權益を侵害してはならない。

国家安全保障機関及びその業務人員が法に基づいて反スパイ業務の職責を履行して取得した個人及び組織の情報は、反スパイ業務にのみ使用する。国家の秘密、業務の秘密、商業の秘密、又は個人のプライバシー、個人情報に属する場合は、秘密を保持しなければならない。

第二章 安全と防止

第12条 国家機関、民間団体、企業事業組織及びその他の社会組織は、当該組織の反スパイ安全・防止活動の主体的責任を負い、反スパイ安全・防止措置を実行し、当該組織の人員に対して国家安全を守る教育を行い、当該組織の人員を動員し、スパイ行為を防止、制止する。地方の各級人民政府、関連業界の

理本行政区域、本行业有关反间谍安全防范工作。

国家安全机关依法协调指导、监督检查反间谍安全防范工作。

第十三条 各级人民政府和有关部门应当组织开展反间谍安全防范宣传教育，将反间谍安全防范知识纳入教育、培训、普法宣传内容，增强全民反间谍安全防范意识和国家安全素养。

新闻、广播、电视、文化、互联网信息服务等单位，应当面向社会有针对性地开展反间谍宣传教育。

国家安全机关应当根据反间谍安全防范形势，指导有关单位开展反间谍宣传教育活动，提高防范意识和能力。

第十四条 任何个人和组织都不得非法获取、持有属于国家秘密的文件、数据、资料、物品。

第十五条 任何个人和组织都不得非法生产、销售、持有、使用间谍活动特殊需要的专用间谍器材。专用间谍器材由国务院国家安全主管部门依照国家有关规定确认。

第十六条 任何公民和组织发现间谍行为，应当及时向国家安全机关举报；向公安机关等其他国家机关、组织举报的，相关国家机关、组织应当立即移送国家安全机关处理。

国家安全机关应当将受理举报的电话、信箱、网络平台等向社会公开，依法及时处理举报信息，并为举报人保密。

第十七条 国家建立反间谍安全防范重点单位管理制度。

反间谍安全防范重点单位应当建立反间谍安全防范工作制度，履行反间谍安全防范工作要求，明确内设职能部门和人员承担反间谍安全防范职责。

第十八条 反间谍安全防范重点单位应当加强对工作人员反间谍安全防范的教育和管理，对离岗离职人员脱密期内履行反间谍安全防范义务的情况进行监督检查。

第十九条 反间谍安全防范重点单位应当加强对涉密事项、场所、载体等的日常安全防范管理，采取隔离加固、封闭管理、设置警戒等反间谍物理防范措施。

第二十条 反间谍安全防范重点单位应当按照反间谍技术防范的要求和标准，采取相应的技术措施和其他必要措施，加强对要害部门部位、网络设施、信息系统的反间谍技术防范。

主管部門は、職責に応じて分業し、当該行政区域、本業界の反スパイ安全・防止活動を管理する。

国家安全機關は反スパイ安全・防止活動を法に協調して指導、監督、検査する。

第13条 各級人民政府と關係部門は、反スパイ安全・防止の宣伝教育を組織展開し、反スパイ安全・防止知識を教育、研修、法律普及宣伝内容に組み入れ、全国民の反スパイ安全・防止意識と国家安全素養を強化しなければならない。ニュース、放送、テレビ、文化、インターネット情報サービスなどの部門は、社会に対して向けた反スパイ宣伝教育を展開しなければならない。国家安全機關は、反スパイ安全・防止の情勢に基づき、關係単位に対して反スパイ宣伝教育活動を展開するよう指導し、防犯意識と能力を高めなければならない。

第14条 いかなる個人及び組織も、国家の秘密に属する文書、データ、資料、物品を不正に入手、保有してはならない。

第15条 いかなる個人及び組織もスパイ活動に特別に必要なスパイ専用器材を不法に生産、販売、保有、使用してはならない。スパイ専用器材は國務院国家安全主管部門が国の関連規定に基づいて確認する。

第16条 いかなる公民及び組織も、スパイ行為を発見した場合、速やかに国家安全保障機關に通報しなければならない。公安機關などの他の国家機關、組織に通報する場合、関連する国家機關、組織は直ちに国家安全機關に移送して処理しなければならない。国家安全機關は通報を受理した電話、メールボックス、ネットワークプラットフォームなどを社会に公開し、法に基づいて通報情報を適時処理し、尚且つ通報者のために秘密を保持する。

第17条 国家は反スパイ安全・防止重点機關の管理制度を確立する。反スパイ安全・防止の重点部門は、反スパイ安全・防止活動制度を確立し、反スパイ安全・防止活動の要求を履行し、内設の機能部門と人員が反スパイ安全・防止の職責を担うことを明確にしなければならない。

第18条 反スパイ安全・防止重点機關は、業務人員の反スパイ安全・防止に対する教育と管理を強化し、離職した離職者の脱密期間内に反スパイ安全防止義務を履行する状況に対して監督・検査を行わなければならない。

第19条 反スパイ安全・防止重点機關は機密事項、場所、担体などに対する日常的な安全・防止管理を強化し、隔離強化、封鎖管理、警戒設置などの反スパイの物理的防止措置を講じなければならない。

第20条 反スパイ安全・防止重点機關は、反スパイ技術的な防止要求と基準に基づき、相応の技術的措置とその他の必要な措置をとり、重要部門の部署、ネットワーク施設、情報システムに対する反スパイ技術的な防止を強化しなければならない。

※これより先の内容の閲覧をご希望される方は、別途メールにてお問い合わせくださいませ。

(その際別途費用が発生する場合がございますことを、予めご了承ください)